

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿南市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

徳島県阿南市長

公表日

令和8年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 9 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	1 生活保護システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42、43、161、162の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉事務所 生活福祉課

②所属長の役職名	生活福祉課長		
6. 他の評価実施機関			
阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804			
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求			
請求先	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-3804		
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ			
連絡先	阿南市保健福祉部福祉事務所 生活福祉課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町12番地3 電話 0884-22-1592		
9. 規則第9条第2項の適用			[]適用した
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	生活保護システムを利用するためには、静脈認証を用いた端末の起動・ID・パスワードを用いたシステムの起動が必要となっており、権限のある者のみ利用ができるように制御している。 上記の対策を行っていることから、権限がない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	松田 晋介	数藤 康彦	事後	
平成29年4月1日	I関連情報 6評価実施機関における担当 部署 ②所属長	福祉課長 数藤 康彦	福祉事務所長 倉野 克省	事後	
平成29年4月1日	I関連情報 8特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	阿南市企画部行政情報課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-28-9885	阿南市総務部総務課 〒774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町1 2番地3 電話 0884-22-3804	事後	
平成29年4月1日	I関連情報 4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上 の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,8 7,90,94,104,106,108,116及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。) 第8条,第9条,第11条,第12 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28 条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47 条,第52条,第53条及び第55条	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,38,50,54,61,62,64,7 0,87,90,94,104,106,108,116及び119の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。) 第8条,第9条,第11条,第12 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第24 条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第 39条,第44条,第47条,第52条,第53条及び第55条	事後	
平成30年4月1日	I関連情報 6評価実施機関における担当 部署 ②所属長	福祉事務所長 倉野 克省	福祉事務所長 金久 博	事後	
平成30年4月1日	I関連情報 4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上 の根拠	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,38,50,54,61,62,64,7 0,87,90,94,104,106,108,116及び119の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。) 第8条,第9条,第11条,第12条,第17 条,第19条,第20条,第21条,第22条,第24条,第26 条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第 44条,第47条,第52条,第53条及び第55条	(別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,6 1,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び119の 項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。) 第8条,第9条,第11条,第12条,第14 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23 条,第24条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第 33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第 53条,第55条,第59条の2及び第59条の3	事後	
平成31年4月1日	I関連情報 4情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上 の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,20,21,24,26,27,28,30,31,38,50,53,54,6 1,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び119の 項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。) 第8条,第9条,第11条,第12条,第14 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23 条,第24条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第 33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第 53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の26の項 別表第2省令第19条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,5 3,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び 119の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。) 第8条,第9条,第11条,第12条,第14 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23 条,第24条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第 33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第 53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の26の項 別表第2省令第19条	事後	
平成31年4月1日	I関連情報 5評価実施機関における担当 部署 ②所属長	福祉事務所長 金久 博	福祉事務所長	事後	様式改正に伴う変更
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年9月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策	—	評価書記載のとおり	事後	様式改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年10月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和元年10月30日時点	事後	
令和1年10月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日時点	令和元年10月30日時点	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 5 担当部署 8 問い合わせ	福祉課	生活福祉課	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつの時点の計数か	令和元年10月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	令和元年10月30日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	8. 監査	[○] 外部監査	[○] 自己点検	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者 数は500人以上か いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	I関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,50,5 3,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116及び 119の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)第8条,第9条,第11条,第12条,第14 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23 条,第24条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第 33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第 53条,第55条,第59条の2及び第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の26の項 別表第2省令第19条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,18,20,22,24,26,27,28,30,31,37,38,42,5 0,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,11 6及び119の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第2の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省 令」という。)第8条,第9条,第11条,第12条,第14 条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23 条,第24条,第25条,第26条の4,第27条,第28条,第 32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第 52条,第53条,第55条,第58条,第59条の2の2及び 第59条の3 (別表第2における情報照会の根拠) 別表第2の26の項 別表第2省令第19条	事後	
令和4年4月1日	8. 監査	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和5年5月1日	I関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づ き、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受 け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、そ の最低限度の生活を保障するとともに、自立の 助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 以下略	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づ き、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受 け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、そ の最低限度の生活を保障するとともに、自立の 助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 以下略 9 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・ 生活保護システムから医療保険者等向け中 間サーバー等への特定個人情報の連携 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等における 資格確認の管理 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等における 本人確認事務 ・ 医療保険者等向け中間サーバー等における 機関別符号の取得等	事前	医療扶助オンライン資格確認 に関する事務の実施における 変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月1日	I関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1 生活保護システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー	1 生活保護システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助オンライン資格確認に関する事務の実施における変更
令和5年5月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の15の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表23の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (別表第2Iにおける情報提供の根拠) 別表第2の 9,10,14,16,18,20,22,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116及び120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)第8条,第9条,第11条,第12条,第14条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第23条,第24条,第25条,第26条の4,第27条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第58条,第59条の2の2及び第59条の3 (別表第2Iにおける情報照会の根拠) 別表第2の26の項 別表第2省令第19条	番号法第19条第8号	事後	
令和6年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 9 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 9 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 9 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始、保護の変更の申請の受理、審査若しくは応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 6 保護に要する費用の返還に関する事務 7 徴収金の徴収に関する事務 8 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 9 医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格確認の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和7年2月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表23の項 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第2項 別表23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・阿南市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年阿南市条例第22号)第4条第2項	事後	
令和7年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 42、43、161、162の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	事後	
令和7年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、生活保護事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月27日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	—	十分に行っている	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式改正に伴う変更
令和7年2月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	生活保護システムを利用するためには、静脈認証を用いた端末の起動・ID・パスワードを用いたシステムの起動が必要となっており、権限のある者のみ利用ができるように制御している。 上記の対策を行っていることから、権限がない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる	事後	様式改正に伴う変更
令和7年8月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	
令和7年8月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 生活保護システム 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等	1 生活保護システム(標準準拠システム) 2 番号連携サーバー 3 中間サーバー 4 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和8年8月21日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年8月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	